

議長（志村 忠昭）

これをもって、5番、隅岡議員の質問は終わります。

次に、10番、尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、日本共産党町議会議員尾崎忠義でございます。

私は、平成26年9月多度津町議会第3回定例会におきまして、町長及び教育長そして各関係担当課長に対し、1. 地球温暖化による気候変動の影響に伴う記録的大雨、豪雨による土砂災害危険個所の整備促進対策について、2. 不登校児童の増加といじめ問題について、3. 町内自営業者のために、住民健診事業の夜間検診の実施実現についての3点を一般質問をいたします。

まず最初に「地球温暖化による気候変動の影響に伴う記録的大雨、豪雨による土砂災害危険個所の整備促進対策について」であります。

今年の夏は相次ぐ台風11号、12号で甚大な被害を受けたお隣の徳島、高知両県をはじめ、8月20日未明から明け方にかけての広島市等の各地での記録的大雨による大災害で深刻な被害が出ております。

被災地へのお見舞いを申し上げるとともに、命名された「平成26年8月豪雨」での災害被災者への救援募金などの熱い支援を呼び掛けるものであります。

近年は、気候変動の影響等により、降雨規模が大きくなる傾向があり、極端な豪雨が増える傾向がみられ、豪雨による土砂災害から住民の安心、安全、財産を守るためにはどうすればいいのかが今問われております。

9月1日の「防災の日」は、1959年に約5000人の犠牲を出した伊勢湾台風の翌年に、関東大震災発生の日になんで制定をされました。

日本列島は、この夏も台風や記録的豪雨に襲われ、各地に大きな被害をもたらしました。

地震、津波、火山の危険などもあり、日本のどの地域も災害とは決して無縁ではありません。

本格的な台風シーズンも迎え、災害による犠牲者を出さないためにも国、県、町は今までの教訓に立って、国土と地域の危険個所などを総点検し、本格的な対策に全力を挙げることが急がれます。

国土交通省の検討会は、土砂災害の特徴について、前兆現象が不確実で危険が切迫していることを現地の状況から判断するのは難しく、「市町村にとっては適切な警戒避難体制がとることが難しい災害」と認めております。

1967年～2011年の自然災害の死者、行方不明者（阪神淡路大震災と東日本大震災を除く）このうち約4割を占めるのが、土砂災害の犠牲者となっております。そこで、2013年10月の東京都大島町での土砂災害を教訓に設置された国土交通省の「土砂災害対策の強化に向けた検討会」は、今年7月に提言を取りまとめ

ております。

その中で「気候変動の影響等により、極端な豪雨が増える傾向が見られる」と指摘されております。

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定は、警戒避難体制を構築する上での基礎」（同区域等の）指定は十分とは言えず、危険な区域を住民が知っておくためにも指定の推進は急務」としております。

土砂災害防止法は1999年（平成15年）6月29日に広島県内で起きた同時多発的な土砂災害で30人を超す犠牲者を出したのをきっかけに2000年（平成12年）に制定されたわけであります。

土砂災害の恐れがある「土砂災害危険箇所」を基に都道府県が調査して避難計画やハザードマップ作成が義務付けられる「土砂災害警戒区域」建物などの制限などができる「土砂災害特別警戒区域」に指定するなど、その内容になっております。

土砂災害危険箇所は全国で約52万5000カ所。

同法に基づく調査が終わったのは約38万カ所で、32都道府県が調査未了となっていることが分かっております。

今回の広島の災害の特徴については、1. 狭い範囲内への3時間で200～250ミリという集中豪雨によって土石流危険渓流が一斉に崩壊したこと。

2番目に土石流をもたらしたのは真砂土を中心とする斜面の表層崩壊と考えられ、今後さらに渓流への調査が必要との報告がありました。

また、1. 雨量と土砂災害発生の関係の精査や短時間集中豪雨による同時多発災害のメカニズムの調査の実施、2番目に災害避難情報の発信と住民の避難行動の検討、3番目に1999年の6月29日災害の教訓を生かせたかどうかの検証も大事だとの意見も出されております。

今回の記録的大雨をもたらしたのは、暖かく湿った空気が流入してくるところで積乱雲が次々と発生して発達しながら、風下側へ移動することの「バックビルディング型形成による線状降水帯形成によるものと発表され、過去、新潟県で河川の堤防が決壊をし、大きな洪水被害などをもたらした3年前の1911年（平成23年）の新潟、福島豪雨や今年の台風8号に伴う沖縄本島での大雨の際などにも、バックビルディング型形成による線状降水帯形成が起っていたことが確認され、条件がそろえば、日本のどこでもバックビルディング型形成による線状降水帯形成は起こると考えられると言われております。

「平成26年8月豪雨」の検証をもとに今後の秋雨前線による大雨の注意が必要と言われております。

そこでお尋ねをいたします。

第1点目は、香川県は台風被害の徳島、高知両県に対して、それぞれ30万円の

災害見舞金を送っておりますが、多度津町では広島を含め、各被災地に対して
どういうふうな支援をするのか。

2点目には、洪水、風水害、金倉川洪水。津波高潮土砂災害、地震など想定さ
れる「防災のしおり」が平成22年3月に作成されており、その後の活用と最新
の状況が反映できているのか。

また、その後の見直しについてはどうなっているのか。

避難場所は洪水、高潮、地震、土砂災害などの土砂災害などのどれに適応す
るかが定められておりますが、土砂災害での避難場所として安全な場所と言え
るのかどうか。

3点目に、今回特に土砂災害ハザードマップが、(1)佐柳長崎地区(2)佐柳本浦
地区(3)高見地区(4)見立南部地区(5)見立北部地区(6)奥白方西部地区(7)奥白
方東部地区(8)西白方地区(9)東白方南部地区(10)東白方北部地区(11)山階兵
田地区(12)山階岡地区(13)山階北山地区(14)青木北山地区(15)西浜本通地区
(16)本通地区の16地区別に作成されておりますが、多度津町では危険箇所が6
6カ所、指定数が78カ所、指定率118%、マップ作製はできておりますが香川
県の調査は完了していない現状では危険箇所の整備、促進対策はどうなっ
ているのか。

4. 県内では花崗岩が風化したもろい地質が多く、今から40年前の1974年には、
小豆島で死者が29人、1976年には小豆島、東讃地区で計50人が亡くなる大規模
な土砂災害が発生しており、土砂災害については、記録的短時間降雨量ととも
に、各地域の土質、土壌水分量、表層崩壊、斜面崩壊つまりガケ崩れでありま
すが、これなどが予想される地域内で起きることが言われておりますが想定し
ているのかどうか。

5番目に、町内では地形的に山を背に面したため池が多数あり、記録的豪雨、
地震連動などによる複合災害によるところの土砂災害、ため池決壊が予想さ
れ、被害が最も拡大する深夜での発生時での避難誘導、避難経路、避難場所は
万全かどうか。

6点目に、町子ども会ではわんぱく寺子屋では、毎年非常食つまり非常用炊き
出しとして実施をしておりますが、町としても、年1回は防災キャンプの実施
や防災公園の設置をするべきだと考えるがどうか。

7点目に、多度津町における過去の主な風水害では、梅雨前線による大雨、昭
和56年6月20日～6月26日が、被害状況は床下浸水20戸、平成9年7月12日～7月1
3日には、床下浸水7戸、豪雨による平成13年6月19日～6月20日には、床下浸水
が4戸、台風による被害につきましては、台風7号、平成10年9月22日に、床下
浸水が86戸、台風10号が、平成16年7月31日～8月2日には、床下浸水が7戸、1
6号が、同じく平成16年8月30日～8月31日は、被害甚大でございます。

また18号につきまして、平成16年9月7日、これは重傷者1名、14号、平成17年9月5日～9月7日、床下浸水が12戸、台風12号が、平成23年9月2日～9月3日、床上浸水が1戸、床下浸水が81戸でございます。

これが台風です。

次に大雨による被害は、平成17年7月2日～7月3日、床下浸水が39戸、平成25年9月3日～9月4日が、床下浸水が8戸、そして突風、強風、暴風によるものとしては、突風としては、平成20年9月21日、負傷者が1名、強風が、平成22年12月3日、軽傷者が3名、暴風が、平成24年4月3日、非住家被害が2戸出ております。

そして複合被害といたしまして、大雨、雷、高潮が、平成元年9月14日、これは桜川水門周辺で起きております、床上が4戸、床下245戸でございます。

そして台風16号と高潮、平成16年8月30日～8月31日、被害甚大でございます。また低気圧の通過に伴う災害として、平成2年11月4日、床上が8戸、床下浸水が158戸となっております。

なかでも「災」の年でありました平成16年は、ご存じの通り観測史上最多の10個の台風が上陸をし、そのうち6個が四国に上陸して甚大な被害を出したことは記憶に残るところでございます。

そこで過去多度津町における「気象災害史」及び「災害写真グラフ史」を作り、後世に注意を喚起すべき作成創刊をしてはどうか。

8点目に、災害時は自分のまわりだけではなく、上流から来る予測できない面も多く、現実には判断が難しいと思われておりますが、1点目に処理しきれない量の瞬時の情報が寄せられる中での町の総合的判断。

2番目には、人手が足りない。

平常時は1人の防災担当の係であり、兼務しており、専任者(専門家)がいない。

3番目に、基準があいまい。

4番目に、空振りが怖いなど各自自治体での共通問題があり、特に深夜における局地的豪雨に対する非常時の対応策は町としてどうするのか。

また、防災ラジオの購入計画はあるのかどうか。

次に、「不登校児童の増加といじめ問題について」であります。

2013年度に病気や経済的な理由以外で年間30日以上欠席した「不登校」の小中学生は全国で7,000人増え、2013年度は今までの5年連続減から一転して増加したことが文部科学省の学校基本調査(速報値)で判明したとのことであります。2013年度の香川県内中学校の不登校生徒数は、前年度比11人増の829人で2年ぶりに増加したことも分かったと発表されております。

全国順位は、ワースト15位と前年度から改善したものの、生徒1,000人当りの不登校は、28.8人で依然全国平均(27.0人)を上回っております。

県内中学生の不登校は、生徒1,000人当りで比較すると10年、11年度と2年連続で全国ワースト2位だったそうであります。

県教育委員会は、学校生活の変化に対応できない「中1ギャップ」が主な原因と分析しておりますが、個人的な悩みや家庭での問題解決に取り組む「スクールソーシャルワーカー」を配置するなど相談体制の充実に努め、12年度は前年度比103人減となり、全国ワースト9位まで改善したと言われております。

13年度は県が各市町に対し、ソーシャルワーカー配置に補助金を出し、6人増の24人に拡充したが、不登校は増加に転じたとのことであります。

全国的にも不登校生徒が増加しているため、生徒1,000人当りで全国平均をどれだけ上回っていたかで比べると前年度の2.8人差から1.8人差に縮まったとのことであります。

小学生の不登校は、141人で前年度から5人増、児童1,000人当り2.6人と全国平均(3.6人)を1.0人下回っており、全国順位もベスト11位と前年度から2つあげたとのことです。

不登校の前に児童、生徒が学校を休みがちになる「潜在期間」があると指摘している県教委義務教育課は「本年度はソーシャルワーカーの質向上に向けた研修の充実などを図り、不登校の兆候を見逃さず早期対応に努めたい」とのことです。

そこで、去る7月24日(木)に、山形県天童市教育委員会が取り組んでいる不登校児童の減少と改善に大きな効果をあげている「天のわらべすこやかスクールプロジェクトについて」の議員視察研修に行って参りました。

天童市の教育委員会学校教育課では、平成26年度取り組みとして「いのちを大切にし、たくましく生きる子どもを育てる学校教育」として、①「自立」自分の考えをしっかりと持ち、表現できる子どもを育てます、②「共生」人と関わりながら自分の力を発揮できる子どもを育てます、③「信頼」家庭、地域との連携を深め、信頼される学校を作ります、の3つの目標を掲げ、重点施策として「天の童3つのプロジェクト」を実施して参りました。

3つのプロジェクトの1つ目は、「いのち」を輝かせ自立していく子供を育てる学校を目指してということで『輝く「いのち」育みプロジェクト』、2つ目は、1人1人の子どものニーズに対応した教育を推進する学校を目指してということで『すこやかな「まなび」育みプロジェクト』、3つ目は、充実した体験を通して子どもの感性を磨くことのできる学校を目指してということで『豊かな「こころ」育みプロジェクト』の3つの施策であります。

このプロジェクトを作ったきっかけは、不登校児童の小学生が列車に飛び込み自ら命を絶った事件が発生したことから、深刻な問題として真剣に正面から受け止め、第3者委員会でのプロジェクトチームの結成となり、立ち上がったと

のことをごさいました。

そしてこの「すこやかスクール推進プラン」では、(1)天のわらべ輝く「いのち」育みプロジェクトでは、①いじめ、不登校、体罰防止対策の推進、②子どもの成長をつなぐ教育の推進、③子どもの自立に向けた教育支援の推進、④たくましく生きる力の基礎を培う健康教育の推進などに、4,325万6,000円。

2つ目として、天のわらべすこやかな「まなび」育みプロジェクトでは、①特別支援教育の充実、②学力向上対策の推進などに4,448万7,000円。

(3)といたしまして、天のわらべ豊かな「こころ」育みプロジェクトでは、①地域の良さを再認識し豊かに学ぶ体験学習の支援、②感性を磨く文化、芸術の推奨、③視野を広げる国際理解教育の推進などに、3,039万円。

合計1億1,813万3,000円の予算を計上して事業を実施しております。

「天のわらべをすこやかに」1人1人の教育的ニーズのサポートとして、「天童市の全ての小中学校は、1人1人の子どもへの理解を深め、1人1人にあった支援や指導を行うことで子どもの持てる力を伸ばしていけるように特別支援教育を大事にしております。これは、全ての子どもの教育的ニーズを把握し、社会での自立に向けた丁寧な教育をしていこうというものでございます。今までは、一斉に指導されたことに従うことが良いとされておりましたが、これからはそれぞれの目標を見定め、周囲とコミュニケーションをとりながら、自分で判断したり、自分に合う学習方法を選んだりしながら、歩みはゆっくりでも、仲間と同じ方向に向かって学んでいく力が必要だと言っております。その様な状況の中、困り感のある子どもがみえてきました。先生や友達と一緒に頑張りたい気持ちはあるのに戸惑ってしまうことがあるようです。その困り感に周囲の大人が早い時期に気付いてあげ、その困り感に寄り添いながら目標を考えたり、その意欲を繋いだりすることで、本人のよりよい成長への支援をハッキリさせることができます。」と天童市教育委員会では述べています。

そして、不登校児童生徒の現状として、不登校児童の半数以上は発達障害の疑い、そして周囲の理解を得られないために適切な支援が受けられない、学力不振、友達と関われない、そして叱られる、自己肯定感が育たなくなる、そして最終的には学校に行きたくないとなっており、不登校の未然防止プラス学校巡回相談支援体制、2番目に、特別支援教育コーディネーター養成研修制度、3.すこやかスクール支援員の配置などを実施して、成果として、A. 児童1人1人を大切にした教育の実践、B. 効果的な個別指導個別指導やチームティーチング、C. 不登校の改善(5年間で46名が減少したそうでございます)、また課題として、a. 教員の指導力の向上として授業改善と児童生徒理解、b. 行政の支援体制の整備では、福祉の連携による早期対応、早期支援ということでありました。また、いじめ問題については、去る9月6日(土)高松市生涯学習センターまなび

CANにて中央大学学術講演会が開かれまして、講師に中央大学文学部教授古賀正義氏が、「大津いじめ事件から考えることーリスク社会と応答の責任ー」と題して講演されました。

古賀教授は、①子どもや世論の対応の変化、②曖昧な「いじめ」の性格、③気が付き応答する責任の重要性について話され、大人がいじめに気付いて早急に対応する重要性を強調、また、「自分より弱い者に攻撃を加え、相手が深刻な苦痛を感じるものとされていたいじめの定義が、昨年6月に成立したいじめ防止対策推進法では、「心理的、物理的な影響を与える行為」とされていたことを紹介されました。

「ネットでのいじめもあり、周囲が分かりにくくなっている。」と指摘されます。

大津市の中学生がいじめを受けて自殺した事件では、「学校側がいじめと理解しなかったうえ、事実を隠したために問題になった。」とし、「教員らが子どもの訴えに気付き応答することが大切。」と論じております。

いじめ自殺が全国各地でおき、多くの人々が心を痛めております。

深刻化する「いじめ」を止めることは、学校や地域ひいては日本社会の切実な問題となっており、子供の命を守り、いじめ問題を解決していくために取り組むべき課題として緊急を要しております。

今日の「いじめ」は、人間関係を利用しながら、相手に恥辱や恐怖を与え、思い通りに支配しようとするもので、時に子どもを死ぬまで追い詰める事件に発展をし、ネットによる中傷、傷害、性暴力、恐喝などの犯罪とも繋がっております。

多くのいじめ被害者は、その後の人生も変えてしまうような心の傷を受け、大人になっても恐怖で社会に出られないなど後遺症に苦しんでいるところがあります。

「いじめ」は、いかなる形をとろうとしても人権侵害であり暴力であります。しかも「いじめ」はどの学級にもあると言われるほど広がっております。

責め合うような言葉を交わしたり、「遊び」や「ふざけ」として人を傷つくことを楽しんだり、その様子を周りで見っていたり、こうした風景が日常のものとなれば、子供達全体の成長に暗い影を落とすこととなります。

いじめ問題の課題は様々ありますが、とりわけ学校や全職員、全保護者、地域が正面から取り組み、事態を打開することが大切であります。

そこでお尋ねをいたします。

第1点目は、山形県天童市の不登校児童に対する取り組みをどう考えるのか。

2点目には、町内各小学校4校ありますが、この不登校児童数といじめの発件数はそれぞれどのくらいあるのか。

増加傾向にあるのか、それとも減少傾向にあるのか。

3点目には、町内中学校での不登校児童といじめの発生件数はどのくらいあるのか。

学年別、男女別ではどのくらいあるのか。

4点目には、不登校児童といじめにつながる小中学校でのそれぞれの件数はどのくらいか。

5点目には、不登校児童、「いじめ」への対応策はそれぞれどうしているのか。また、実態調査をどのようにしているのか。

6点目に、貧困と格差が今急速に広がっている中での教育の在り方としてどのような対応を考えているのか。

7点目に、町内で「不登校、いじめシンポジウム」などを開催して共に考える機会を作り出し、多彩な顔触れのパネリスト達を中心に体験談や発言を聞き、じっくり語り合い話し合う企画を実施してはどうか。

最後に、「自営業者の為に、住民健診事業の夜間検診の実施、実現について」であります。

わが多度津町では自営業による個人事業者が多く、①飲食店及びクリーニング、理容、浴場業がそれぞれ54軒、②飲食料品小売業が37軒、③その他の小売業が27軒、④その他の教育学習支援事業が13軒、⑤専門サービス業(他に分類されないもの)11軒、⑥織物、衣服、身の回り品小売業が10軒、⑦機械器具小売業が9軒、⑧職別工事業(設備工事業を除く)が8軒であります。

⑨宿泊業が6軒、⑩技術サービス業(他に分類されないもの)5軒、⑪総合工事業及び設備工事業及びその他の生活関連サービス業各々4軒、⑫金属製品製造業が3軒、⑬生産用機械器具製造業及び建築材料、鉱物、金属材料等卸売業及び技術サービス業(他に分類されないもの)が各1軒となっております。

この自営業の方々、昼間はとても忙しく、町の実施している健診にはなかなか行くことができず、健診を受けなかったために重症化して長期入院をされたり、命を落としたりする人が出てきております。

そこでお尋ねをいたします。

このようなことから、町の実施している保健事業や住民検診事業を国保での夜間検診を期日指定して、医療機関と提携しながら実施実現をして、病気の予防、早期発見によって国保の医療費のリスクを軽減させるために、また自営業者である町民の命と健康を守るためにもぜひ、実施、実現ができないものか。

以上、3点について町当局の答弁を求め、私の一般質問を終わります。

以上です。

町長 (丸尾 幸雄)

尾崎忠義議員のご質問のうち、「地球温暖化による気候変動に伴う記録的な

豪雨から町民皆様を守る様々な安全・安心対策について」お答えをしております。

本年は想定外の集中豪雨による被害が広島県をはじめ、関東、伊豆地方や北海道まで全国各地に甚大な被害をもたらせ、多くの方々の尊い命を奪ってしまいました。

お亡くなりになられた方々を含め、被災地の方々には、心より哀悼の意を込めてお見舞いを申し上げます。

多度津町でも台風12号、11号が2週にわたり、続けて週末に襲ってきて、夏まつりが中止になってしまったのは残念でしたが、幸いにも大きな被害はありませんでした。

以前から河川の越水、冠水が度重なって起きていた町内桜川流域、山階西村地区の二反地川、奥白方の観音堂川も嵩上げや拡幅等改修工事が進んだおかげで、本年は今までのところ無事に経過しております。

これから台風シーズンに入っていきますので、心しておかなければならないと思っております。

急傾斜地での土砂災害やため池の決壊等、想定外も起こる事を念頭に入れあらゆる対策を施してまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げ、ご質問に対しましては教育長をはじめ、各担当課長より答弁をしておりますのでよろしくお願いを致します。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員ご質問の1点目、土砂災害危険箇所の整備促進対策についてお答えいたします。

1番目の被災地に対しての支援ですが、災害見舞金は考えておりません。

2番目の「防災のしおり」ですが、これは平成22年3月に作成され、自治会を通じて全戸に配布しました。

このしおりには避難時に必要な防災情報や避難場所一覧、各地区の浸水想定域や土砂災害危険区域、金倉川の洪水ハザードマップなど詳しくかつ、見やすいように作られており、各自治会での防災学習会や多度津町主催の防災勉強会・出前講座など幅広く利用しております。

その後、防災関係の法律が幾度か改正されており、また香川県が「南海トラフ地震による被害想定」を公表しましたので、これらのデータ、情報を精査して新たな「防災のしおり」を作成に向け、検討していかねばならないと考えております。

3番目の、土砂災害等危険区域の調査はまだ完了していない現状での危険箇所の整備促進対策はとのことですが、この件については、香川県の調査が完了し、公表されましたら、具体的な検討をしてみたいと考えております。

4番目の、斜面崩壊等の関係ですが、表層崩壊や斜面崩壊は大雨に見舞われたときに起こりえる現象で、対応として高松地方气象台と香川県土木部河川砂防課が共同で発表している「土砂災害警戒情報」や「砂防防災システム」にあるメッシュ図にて表示された土壌雨量指数により危険性を判断し、これらの情報を基に災害対応を適時適切に行ったり、住民の自主避難の判断等に利用できるようにしております。

5番目の、深夜での避難ですが、深夜は昼間に比べて道路等が見えにくく、視界も悪くなります。

多度津町では深夜に避難することのないよう日中に避難するよう対策をとりますが、やむを得ず避難しなければならない場合は、一人で避難するのではなく、数人で声を掛け合いながら近くにある避難所へ避難するのが適切ではないかと考えます。

深夜の避難は特に危険でかえって二次災害に巻き込まれる可能性がありますので、十分注意をお願いしたいと思います。

また、がけ地から離れたところでは、自宅の2階へ避難することも適切ではないかと考えます。

6番目の、「防災キャンプ」の実施等のご質問ですが、この件につきましてはすでに自主防災組織において町保管の非常食で賞味期限が切れる前の非常食を抛出しそれを利用し防災学習を行っておりますので、これからも協力できるところは協力してまいりたいと考えております。

また、防災公園の設置については、今後の検討課題であります。

7番目の、「気象災害史」等を作成してはとのことですが、この件につきましては、改めて作成するにしても財政的な面もございますので、現在は考えておりません。

なお、四国災害アーカイブスというインターネットで各地域での災害記録が見れますので、一度ご確認いただければと思います。

8番目の、深夜における非常時の対応策ですが、防災を担当する職員が少ない中、大きな災害時には、全職員が一丸となって対応していますが、専門的な知識を有する職員として、自衛官OB等の採用も必要かと考えております。

防災ラジオの購入計画については、まず防災行政無線の整備を先に行い、その後、各種情報伝達手段があるなかで防災ラジオは一つ的手段として検討してまいりたいと考えております。

以上、ご理解賜りますようお願い申し上げ、簡単ではありますが、尾崎議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の、不登校児童の増加といじめ問題についての7つのご質問に順次

お答えいたします。

1つ目の、山形県天童市不登校児童に対する取り組みをどう考えるのかというご質問についてお答えします。

天童市が、市の重点施策として、「輝くいのち」、「すこやかなまなび」、「豊かなこころ」の3つの育みプロジェクトを実施し、合計1億1,800万円の予算を計上し、教育課題を焦点化して教育施策に取り組んでおられることについて、本当に学ぶ点があると考えております。

本町でも、後で述べますような、不登校の実態がありますので、天童市の取り組みの参考にできる点については検討し、本町の教育施策の充実に努めたいと考えております。

2つ目の、町内各小学校での不登校児童といじめの発生件数についてお答えします。

平成25年度の学校基本調査で、30日以上欠席した不登校児童は、多度津小学校1名、豊原小学校1名、四箇小学校1名、合計3名となっております。

また、いじめについては、多度津小学校1件、四箇小学校1件、白方小学校2件、合計4件となっております。

ここ数年の傾向では、不登校は減少傾向にあり、いじめは増加傾向にあると認識しております。

3つ目の、町内中学校での不登校生徒の数といじめの件数の質問ですが、平成25年度の調査で、18名となっております。

またいじめの発生件数は、5件となっております。

4つ目の、不登校児童といじめにつながる小中学校でのそれぞれの件数はどのくらいかという質問ですが、おそらくいじめと不登校の因果関係を問う質問ではないかなというふうに考えてお答えします。

不登校の原因には、様々な要因が考えられ、その要因が複雑に絡み合っていることから、原因を特定することは難しいと考えています。

しかし、平成24年度には、事例として中学校においていじめ、人間関係のトラブルが主な原因で不登校に陥った生徒についての報告がありました。

5つ目の、不登校児童、いじめへの対応策についてお答えします。

共通して実施していることは、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる相談活動と、教職員の研修会、ケース会の実施、児童相談所などの関係機関との連携、そして協力をしながら対応をしております。

町費で各学校に派遣している支援員も、学校生活の中で不登校やいじめの早期発見、早期対応に大きく関わってもらっております。

さらに、不登校については、電話や家庭訪問での地道な対応に加え、教育支援センター(適応指導教室)での支援も実施しております。

いじめについては、道徳や学級活動の時間にいじめにかかわる問題を取り上げたり、児童・生徒会活動を通じて、子供同士の人間関係や仲間づくりを促進しております。

ご質問の中にある実態調査は、学校生活や家庭生活の中で困っていることや悩んでいることはないかを中心に、特定の子どもが書くわけではなくて、全員が書ける内容にして、各学校で定期的にまたは実態に応じて実施しております。これとは別に、いわゆる「生活記録」という、子供達と担任の先生が毎日連絡を取り合うノートの活用も、各学校で日常的に行われております。

こうした取り組みの結果、いじめ問題の多くは解消しています。

不登校についても未然防止が図られたり、改善の兆しがみえたりしてきた事例も多くあります。

6つ目の、貧困と格差が急速に広がっている中での教育の在り方について、どのような対応を考えているかという質問に答えます。

就学援助を受給する家庭が増加傾向であることから、経済的に生活の厳しい家庭が増えているのではないかということは予想できます。

このような家庭とは、学校、教育委員会のみならず、福祉にかかわる諸機関と連携を密にしながら、お互い連絡を取り合い、法に沿って支援を行っていく所存であります。

また同様に、厳しい生活環境の中から派生する可能性のあるネグレクトや放任、児童虐待も見逃さずに、子供達を見守っていかなければならないというふうに考えております。

7つ目の、町内で「不登校、いじめシンポジウム」などを開催してともに考える機会を作り出し、多様な顔ぶれのパネリストたちを中心に体験談や発言を聞き、じっくり話し合う企画を実施してはどうか、という質問にお答えします。多度津町では、本年8月28日町民会館において、これも喫緊の課題である発達障害の理解とその対応について、町内の保育所、幼稚園、小学校、中学校の教職員及び保護者などを対象にして、「発達障害等に関わる専門性向上セミナー」を開催し、約200名の方の参加がありました。

今後は、発達障害だけでなくご提案の不登校やいじめなどの教育課題について学校内、町内においても専門家の意見を聞いたり、関係機関と保護者が一緒になって話し合ったりする機会を企画していくことを検討していきたいと考えております。

以上で、尾崎議員の質問に対する答弁とさせていただきます、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

終わります。

住民課長（矢野 修司）

尾崎議員ご質問の3点目、「町内自営業者のための特定健康診査事業の夜間検診の実施とその実現」について、それにつきまして答弁を申し上げます。

議員のご質問にありますように、自営業者の方は本町が行っております「特定健康診査」の期間中に健診に行くことは難しいということに関しましては一部理解できるところもございます。

ただ、この健診について現在本町が行っております特定健診は県医師会と町が契約を締結する「個別健診」であり、この健診に関しましては診療時間内での受診ということになっております。

住民の方の受診の機会を少しでも増やすため昨年度より、町内医師会に依頼をし、従来の健診期間、それまでは6月半ばから8月末まででございましたが、それを延長しまして6月初日から9月末までに延長をいたしたところでございます。

その結果、現在の本町の特定健診の受診率は、平成25年度実績で44%、対前年比で申し上げますと0.6ポイント上昇し、綾川町、まんのう町について県下市町で第3位の受診率となっております。

もちろん、まだまだ目標数値には達しておらず受診率の向上、又は住民の方の利便性を考慮し、尾崎議員からの質問にありますように夜間もしくは休日の健診につきましても検討してまいりたいと考えております。

もっとも実施するとなれば、現在の契約とはまた別途契約が必要となり、契約締結できる医療機関及びその費用に関しましては調査する必要が生じますことから、費用対効果、また近隣市町の動向も踏まえながら慎重に検討することが必要であろうと考えております。

以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

議長（志村 忠昭）

以上で、尾崎議員の一般質問に対する答弁は、町長、教育長、担当課長からありましたが、尾崎議員、再質問があればお受けいたします。

議員（尾崎 忠義）

第1点目の、不登校といじめの問題について質問させていただきましたが、今、中学生というのは子どもから大人に変わる非常に大事な時期で、人生で最も繊細で心が揺れ動く時期でございます。

やっぱりこの中で1年生から2年生、3年生あるわけですが、特に1年生は入学して間もない、3年生は進学ということでございますが、2年生が1番不安定っていうんですかね、緊張感がちょっと無くなっている時期で、こんなこと言うとう語弊になるかと思いますが、中だるみ状態で、友達関係とか教師との関係でなかなかそういう点ではうまくいかないというふうなことが言われております。そういう意味で、今大事なことはやはりこのような中で起きる問題、不登校と

かいじめ、またその他の問題については、1つは小学校から上がっていく子ども達でございますが、小学校では全体的な見守りというんですか、それが必要な時期です。

それから中学生になったらやっぱり自立心を養っていく過程である子ども達に程良い距離で支えていくということが必要な時期なんです。

そういう意味におきまして、これらに対する子どもが豊かに育っていくということは、いじめのない、それからそういう不登校のない学校にしていくということが大事です。

いろいろお話を聞きましたら、1つは小学校から中学校へ上がっても勉強が遅れてると、分からないので、落ちこぼれいうたらおかしいんですけど、ついていけないということで、自分自身が、そういうやけになって、学習に対する取り組みができないということが、聞いております。

ですから、その一人一人の子どもにあった関わり方というのが、先生をはじめ学校内、或いは地域、保護者、そういう点が必要ではないかと思われませんが、そういう中で子どもがストレスの中で追い詰められているような状況が、本当に今あるのかどうかというのが1点お聞きしたいということでございます。

それと子ども自身がその様な状態の中での、子どもが問題行動を起こした場合に子ども自身が立ち直るまでの徹底した措置とケア、これについてはどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

それから2点目の、防災のことでございますが非常に繊細な答弁をいただきましたが、今非常に豪雨とか渇水とか極端化する気象状況の中で、対応していかないかんということで、非常に町役場の方でも、こういう体制の中で頑張っってそうしていかないかんということが、大変だということが、よくわかるわけでございます。

そういう意味で、ぜひ特に土砂災害いうのは、このハザードマップを見ますとそれぞれ避難場所というのが全部違うわけですね。

三角入れとるところと丸というのが、全部項目別によって記載されております。

ですから、先程言いましたように複合災害が起きた時に本当にそこが適当な避難場所になるのかどうか。

それから先程質問いたしましたけども、土砂災害の場合は土の種類によるということで、過去に大きな被害出したんですが、我々のところではそういう花崗土とか安山岩系とか凝灰岩系の土壌、それからやっぱり山の形態ですね。

これについて受ける水の面積からくる分と池の方に流入してくるということで、そこら辺の繊細なそういう被害が予想されるということも次のハザードマップに見直し言うたらおかしいんですけど、追加して詳しく住民に知らせる必要

があると思うんですが、その点を1点お伺いしたいと思います。
それから最後の点でございますが、自営業者の住民検診の分でございますが、特定健康診断ということでございますが、これ他に国保で無職者とか高齢者とか病人、こういうなんも含まれているわけですからそういう意味において、医療保険が非常に必要になっておりますので、この疾病について悪循環をしないために、この実施を検討してぜひ実現をしてほしいと思うわけでございますが、この以上3点について再質問をいたしたいと思います。
よろしくご答弁お願いします。

総務課長（石原 光弘）

尾崎議員再質問で次回するマップの中で、いろいろ災害があるのをある程度きめ細やかに取り入れてという質問でございます。
確かにこの地震によります津波、それと洪水、雨による土砂災害、災害についてはたくさんありまして、今現在産業課の方でもため池ハザードマップを作成中であります。
そういうのを全てですね、1つの中で網羅するというのができるかどうかというのは非常に難しい問題でありまして、あまりにも情報を入れすぎたら住民の方が分かりにくいということで、今後ですねできるだけ分かりやすいような形のマップにしていきたいと考えておりますので、その辺りをご理解いただきたいと思います。
以上で答弁を終わります。

教育長（田尾 勝）

尾崎議員の再質問についてお答えします。
いじめとか不登校の問題についてなんですけども、今日小川議員からもちょっと話が出ておったんですけども、教育についての自立ということと依存の関係についてのお話があったんですけども、やはり中学校の問題は、小学校、保育所の問題と絡んでおるように私は思っています。
多度津町の教育において、保育所、幼稚園、小学校、中学校を通じて、子ども自身が自律的にいろんな物事を対処できていく、そういう力を計画的に系統的に付けていくということが、積極的な対応になるのではないかなというふうに思います。
対処的には、スクールカウンセラーとか或いは家庭訪問とかいうこともあるんだと思うんですけども、基本的には保育所、幼稚園から子どもにしっかりした表現力とか、或いは発言力とか体力とかいうのを、暫時付けていくということはいじめ問題とか不登校問題の一つの問題解決になるのではないかなというふうに思います。
それが1つです。

2つ目ですけども、ちょっと不登校のきっかけでいじめの事柄も少しあったので、ちょっと調べてみたんですけども。

平成25年9月の文科省による全国調査で、不登校のきっかけは何かということ、全国のデータをまとめたものがあつたんです。

これも参考になるなというふうに思いました。

3つあって、そのきっかけになったのは、学校に係る状況が1つのきっかけになったのではないかと、それと家庭に係る状況が1つのきっかけになったのではないかと、また本人に係る状況がきっかけになったのではないかと、この3つに分類して最も多かったのが本人に係る状況で不登校になったということで、不安など情緒的混乱が26.5%、無気力が24.4%、遊び・非行が9.6%、本人のそういう状況というのも大きなきっかけになったと。

2つ目が学校にかかる状況で、この中にいじめの内容も入っておつたんですけども、いじめの割合は非常に少なく、それ以外にこの時には文科省はいじめを除く友人関係のトラブル、問題が不登校にきっかけになった、これが14.3%といじめの2倍も3倍もある状態でした。

だから少しの人間関係のトラブルというのが、何らかの原因で不登校に繋がっておるというデータが見えています。

また、もう一つ大きなのが家庭に係る状況で出てきたのが、親子関係をめぐる問題、これが10.9%。

またその次に多いのが家庭環境の急激な変化、というふうに家庭にそういう状況が起きたのが、きっかけの一つになった。

おそらく3つの要因が複雑に絡み合っているんだけど、そこに問題解決の糸口があるんじゃないかな。

もっと簡単に言うと、やはり原点に帰るんですけども、学校と家庭と地域が協力して教育問題について取り組んでいく、ということが大切だということ、このデータは示しているのではないかなあというふうに思います。

多度津町教育委員会としてもこういうデータを大事にしながら、問題解決を図っていききたいなというふうに思います。

以上です。

住民課長（矢野 修司）

失礼いたします。

3点目の、特定健診に関しましては再質問というより要望に近いものなのかなとは思いますが、我々行政といたしましても尾崎議員がおっしゃる通りですね、各種検診を通じて疾病の早期発見、また早期予防を通じまして、住民の命、また健康を守ることで最終的には国保の健全財政運営に寄与するというようなことを目標として、あくまでも受診率を向上させていくということ念頭に

置きながら夜間受診、休日受診もその一つの方策であるというスタンスに立ちまして、あらゆる方向で検討してまいりたいというように考えておりますので、ご理解をいただいて再質問に対する答弁とさせていただきます。

よろしく申し上げます。

議長（志村 忠昭）

尾崎議員、よろしいですか。

議長（志村 忠昭）

これをもって10番、尾崎議員の質問は終わります。

それでは、これをもって一般質問を終了いたします。

本日の日程は、全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

たいへんお疲れさまでした。